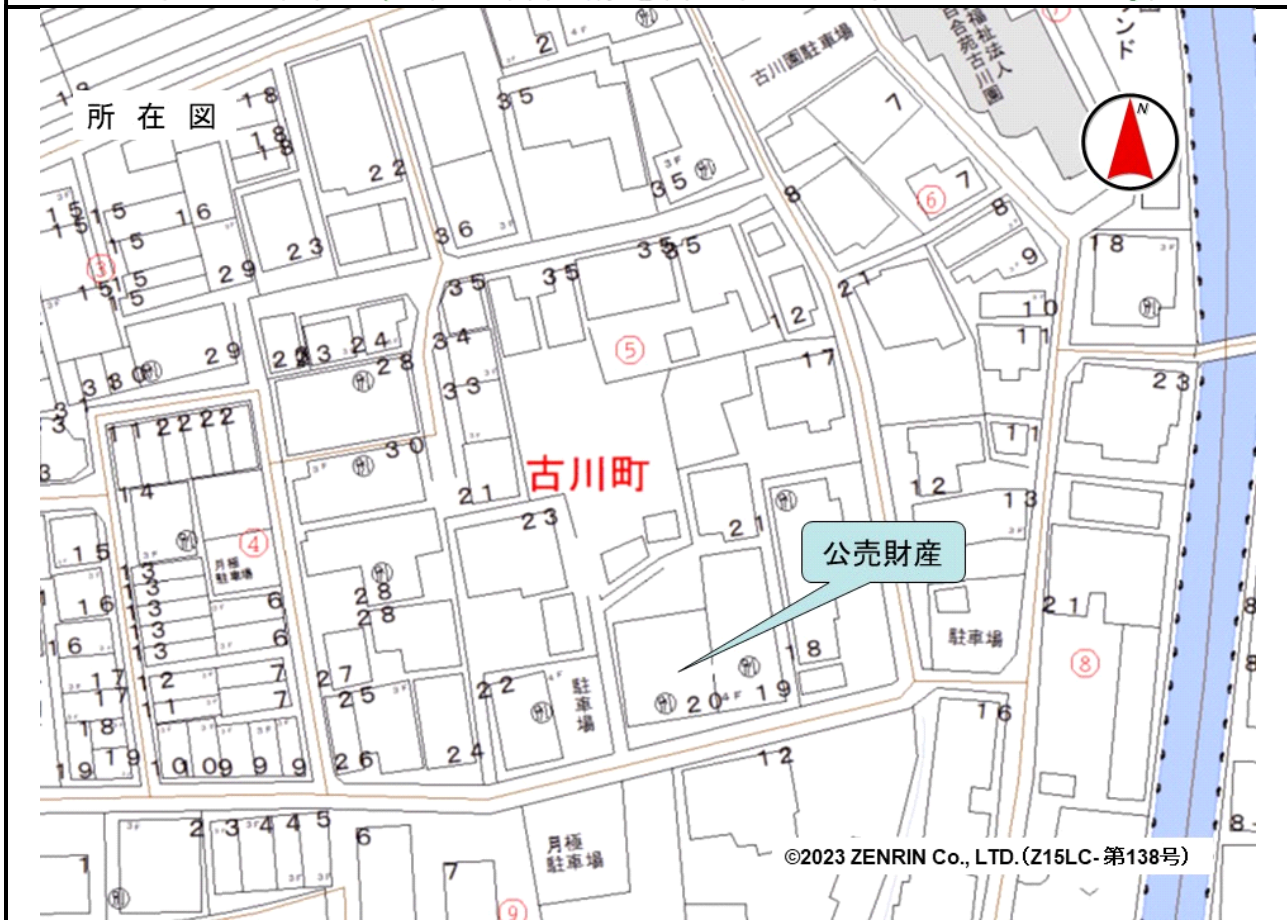


売却区分番号	958 - 1		
見積価額	¥3,822,000	公売保証金	¥400,000
財産の表示	所在 大阪府門真市古川町 214番地 家屋番号 214番4 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 185.95 m ² 2階 185.95 m ² 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化区域 第二種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 準防火地域 周知の埋蔵文化財包蔵地「古川遺跡」 居住誘導区域		
接道状況	公売財産の敷地は、南側で幅員約3.7メートルの舗装市道「変電所北部線」（建築基準法第42条第2項該当）に、西側で幅員約3.6メートルの未舗装私道（建築基準法上の道路ではない。）に、それぞれほぼ等高に接面する。		
地盤・地勢	公売財産の敷地は、間口約13メートル、奥行き約19メートルのほぼ長方形の画地であり、地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産は、昭和38年12月頃の建築であり、令和6年9月現在、12室のうち6室は空き室である。 103号室及び104号室は2室一体で公売財産所有者の親族に居宅として利用されており、205号室、206号室は第三者に利用されていると見込まれるが、利用権原は不明である。 また、101号室及び201号室は第三者からの申立てによると、2室一体で次の内容で賃貸されている。 契約年月日 不詳 契約形態 不詳 使用形態 賃貸借 契約期間 不詳 賃料 月額 42,000 円 保証金等 不詳 公売財産の敷地は、敷地所有者からの申立てによると、次の内容で賃貸借されている。 契約年月日 昭和 53 年 3 月 1 日 契約形態 書面・口頭 使用形態 賃貸借 契約期間 昭和 53 年 3 月 1 日から現建物とりこわしの時点 賃料 月額 49,125 円 なお、敷地所有者からの申立てによると、令和6年10月現在、次の場合に支払いが必要となる。		

売却区分番号	958-1		
見積価額	¥3,822,000	公売保証金	¥400,000
	借地権譲渡承諾料 3,300,000 円		
管理状況等	—		
特記事項	公売財産は、差押え後に所有権移転仮登記がされている。		
住居表示等	大阪府門真市古川町5番21号		
最寄駅等	京阪電鉄 本線 古川橋駅 東方約 550 メートル（道路距離）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。 10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

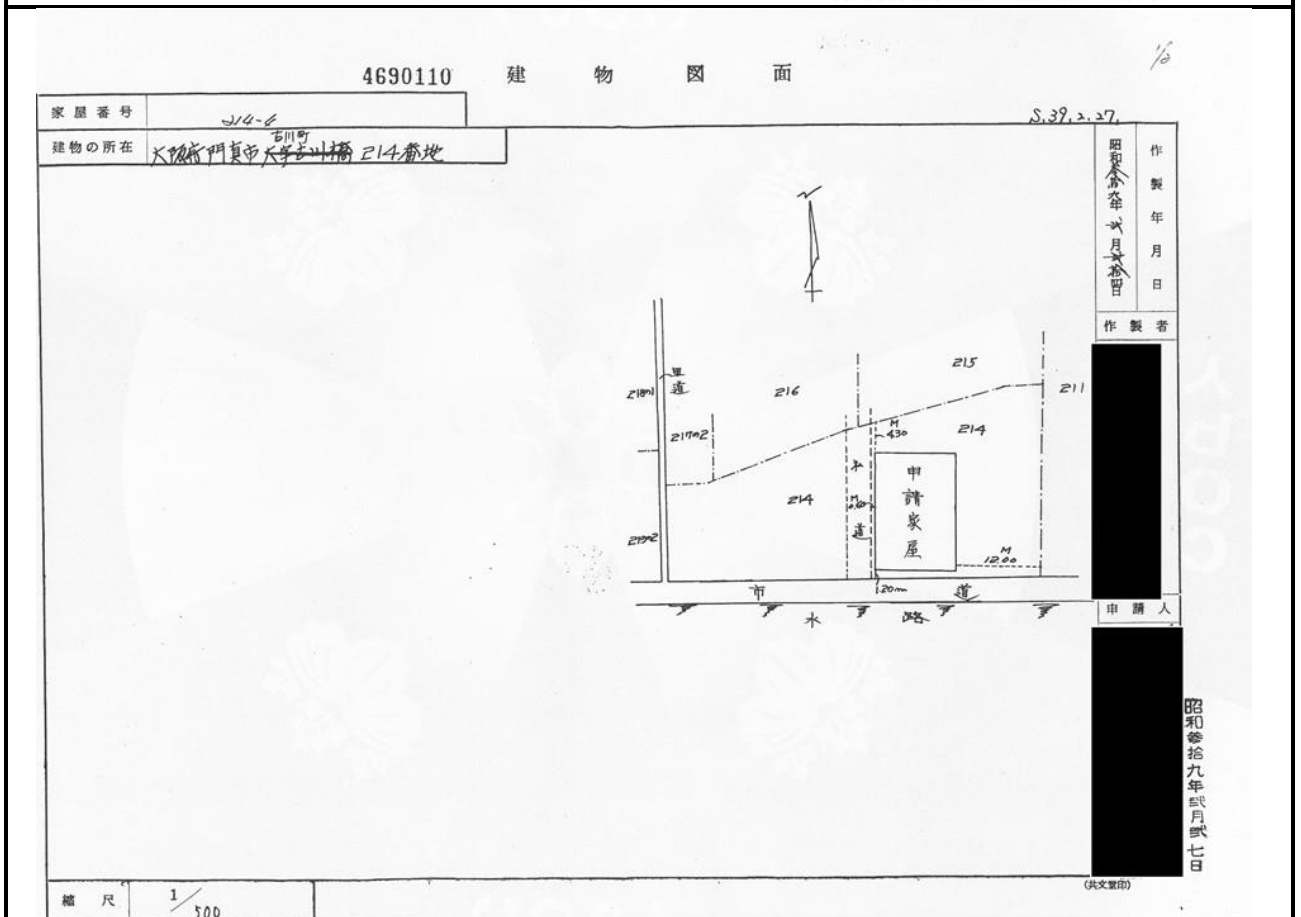
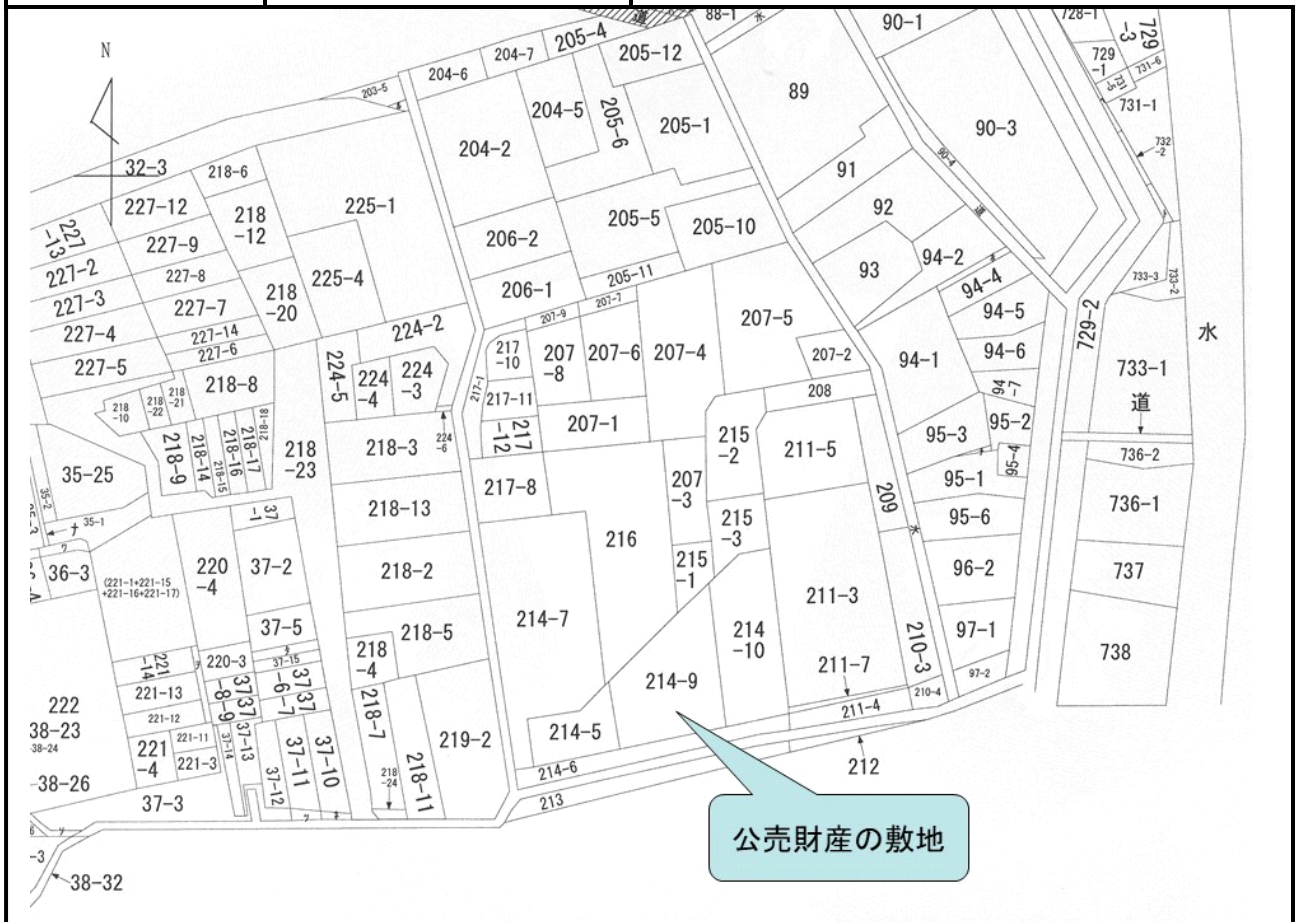
壳却区分番号

9 5 8 - 1



売却区分番号

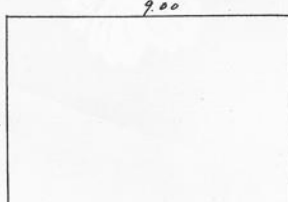
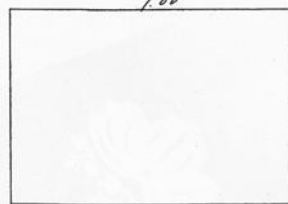
958-1



売却区分番号

958-1

4690111 各階平面図 011000 2/6

家屋番号	214-46	S.39.2.27	昭和39年2月27日
建物の所在	明後市大井町214番地	作製者	昭和39年2月27日
1階平面図 		床面積 9.00 × 6.25 = 56.25	
2階平面図 		床面積 9.00 × 6.25 = 56.25	
縮尺	1/200	申請人	昭和39年2月27日

